

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等） Q&A

【改定箇所 新旧対照表】

令和6年10月

静岡県

旧	新
<p style="text-align: center;">【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1. 対象工事について、「緊急性の高い応急対策工事等」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A1. 「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき出動を要請した災害応急工事（応急仮工事、応急本工事等）が該当します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A2. 工期に関する制約が厳しい工事が該当します。 例：関係者協議により供用開始時期が前倒しされた工事、施工時期が限定されている工事 等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q3. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A3. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。 また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。</p> <p style="color: red;">(Q4 削除)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; color: red;"> <p>Q4. 対象外として発注した災害復旧工事において、受注者から週休2日推進工事として施工したいとの協議があった場合、受注者間協議によって週休2日推進工事の対象とすることは可能か。</p> </div> <p style="color: red;">A4. 事業の性質上、週休2日補正による増額分は国庫負担の対象とならないため、対象外となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q5. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p>A5. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 (詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>Q6. 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。</p> </div>	<p style="text-align: center;">【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q1. 対象工事について、「緊急性の高い応急対策工事等」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A1. 「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき出動を要請した災害応急工事（応急仮工事、応急本工事等）が該当します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q2. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A2. 工期に関する制約が厳しい工事が該当します。 例：関係者協議により供用開始時期が前倒しされた工事、施工時期が限定されている工事 等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q3. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p>A3. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。 また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q4. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p>A4. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 (詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>Q5. 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。</p> </div>

旧	新
<p>A6. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。</p> <p>【実施が困難な場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。 ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等 <p>【基本的な対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評価の加算は行わない。) 	<p>A5. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。</p> <p>【実施が困難な場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。 ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等 <p>【基本的な対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評価の加算は行わない。)
<p>Q7. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどうなるか。</p>	<p>Q6. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどうなるか。</p>
<p>A7. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。</p>	<p>A6. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。</p> <p>また、月単位の週休2日において、月末に天候不良による予定外の現場閉所が発生し、翌月に振替作業をした場合は、翌月は計画どおりに休日が確保できたとして判断してください。なお、振替作業日は1週間以内を目安としますが、難しい場合は受発注者協議により設定してください。</p>
<p>Q8. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどうなるか。</p>	<p>Q7. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどうなるか。</p>
<p>A8. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。</p>	<p>A7. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。</p>
<p>Q9. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p>	<p>Q8. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p>
<p>A9. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。</p>	<p>A8. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。</p>
<p>Q9. 工事の一部一時中止の場合は対象期間に含まれるか。</p>	<p>Q9. 工事の一部一時中止の場合は対象期間に含まれるか。</p>
<p>A9. 工事の一部一時中止の場合、中止していない箇所（現場作業している箇所）があることから対象期間に含まれます。</p>	<p>A9. 工事の一部一時中止の場合、中止していない箇所（現場作業している箇所）があることから対象期間に含まれます。</p> <p>Q10. 工期延長した場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるのか。</p>

旧	新
	<p>A10. 工期延長の場合も受発注者間の協議で決定した週休2日制の形式で取組を実施してください。 ただし、週休2日を確保することを理由とした工期延長は、認められません。</p> <p>Q11. 通期の週休2日となった場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるのか。</p> <p>A11. 月単位の週休2日から通期の週休2日に変更した場合、工期全体を通して、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）となるよう現場閉所計画を見直してください。 また、補正率も変更となるため、注意してください。</p> <p>Q12. 対象外期間の前後日を休工する場合の取扱いは。</p> <p>A12. 対象外期間（準備期間を除く。）の前日または翌日を現場現場した場合も、現場閉所として取り扱います。なお、準備期間の翌日が予定外の作業不能日となった場合は、現場閉所として取り扱って差し支えありません。</p> <p>Q13. 港湾工事、農地工事、森林工事で月単位の週休2日が達成された場合、成績評定で2点の加点があるか。</p> <p>A13. 加点されます。ただし、当初の現場閉鎖計画書で、月単位の週休2日としている場合に限りです。 また、既定の現場閉所率（通期の週休2日（4週8休以上））を満たさない場合は、成績評定の加点はありません。</p> <p>（例）森林工事（4週7休未満、4週6休以上の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費補正 補正あり（4週7休未満、4週6休以上） ・成績評定 加点なし